

○大津町教育委員会の共催及び後援に関する要綱

令和2年3月31日

教委要綱第9号

(趣旨)

第1条 この要綱は、団体等が事業又は教育関係行事（以下「事業等」という。）を実施するに当たり、大津町教育委員会が共催又は後援をする基準及びその事務取扱について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 共催 団体等と教育委員会がともに事業等の主体となつて、短期間の事業等を行い、かつ、相互の役割分担、経費の分担及び社会的責任が求められる形態をいう。
- (2) 後援 団体等が主催する事業等に対して、教育委員会が事業等の趣旨に賛同し、奨励の意を表して名義の使用を承諾することによつて支援することをいう。ただし、教育委員会が特に必要と認める場合は、「広報おおづ」等（町公式SNSを除く。）を活用することによつて支援することができる。

(共催・後援の申請)

第3条 教育委員会の共催又は後援を受けようとする団体等は、原則として事業等を実施する1月前までに共催・後援申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 団体等の規約、活動実績を記載した書類など、主催者の存在、性格等が明確となるもの
- (2) 役員名簿など、事業等に関係している役員の住所、氏名及び業務分担が分かるもの
- (3) 事業計画書、収支予算書など、事業等の内容及びその計画を明らかにするもの
- (4) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めるもの

(共催・後援の承認基準)

第4条 教育委員会は、次の各号に掲げる基準のすべてを満たす場合には、共催又は後援を承認することができる。

(1) 団体等についての承認基準

- ア 官公署及びこれに準ずる団体
- イ 学校及び学校の連合体
- ウ 公益法人（宗教法人を除く。）及びこれに準ずる団体（宗教団体、政党及び政治団体を除く。）
- エ 民間の企業又は団体
- オ その他特に教育委員会が認めるもの

(2) 事業等についての承認基準

- ア 教育委員会の教育施策推進上、有益であると認められるものであること。
- イ 法令又は公序良俗に反するものその他社会的非難を受けるおそれがないもの
- ウ 事業等が宗教的若しくは政治的色彩を有しないもの又は団体等から判断してそのおそれがないもの
- エ 政治的に賛否等の議論が分かれている政策等を支持し、又はこれに反対する主張を行うおそれがないもの
- オ 私的な営利又は商業的行為を主たる目的としていないもの

(3) その他の承認基準

- ア 団体等に堅実な活動実績があり、かつ、事業等の遂行能力が十分であると認められるものであること。
- イ 原則として、本町の区域で開催されるもので広く町民を対象とした事業等であること。ただし、町民の幅広い参加が期待できる事業等又は本教育委員会を広く知らしめることが期待できる事業等である場合は、この限りでない。
- ウ 事業等の開催場所においては、公衆衛生、安全管理、災害防止等に関する措置が十分配慮されるものであること。
- エ 特定の会員を対象とせず、一般に公開されており、公益性の高いものであること。
- オ 入場料、参加料等がある場合は、その額が適正と認められるものであること。
- カ 団体等の構成員になることを前提とし、又は団体等への加入の勧誘を目的とするものではないこと。

(共催・後援の承認等)

第5条 教育委員会は、第3条の申請書の提出を受けた場合は、前条の規定により審査し、共催・後援承認（不承認）通知書（第2号様式）によつて、承認の可否を団体等へ通知するものとする。

2 教育委員会は、共催又は後援の承認をする場合において、必要があると認めるときは、次に掲げる条件を付することができる。

(1) 共催又は後援の名義を「大津町教育委員会」とすること。

(2) 事業等を行うに当たつて生じた事故、災害等については、団体等の責任において処理を行うこと。

(3) その他必要な事項

(事業計画の変更の届出)

第6条 前条の規定により承認を受けた団体等（以下「承認団体等」という。）は、承認を受けた後に事業計画の変更をしようとするときは、当該変更の内容を記載した書類を添えて、共催・後援変更申請書（第3号様式）を教育委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の申請書の提出を受けた場合は、第4条の規定により審査し、共催・後援変更承認（不承認）通知書（第4号様式）によつて、承認の可否を団体等へ通知するものとする。

3 教育委員会は前項の規定による承認をする場合において、当該承認に付した条件を変更することができる。

(報告)

第7条 教育委員会は、必要があると認められるときは、事業等の終了後速やかに承認団体等に対し、共催・後援事業等実績報告書（第5号様式）の提出を求めることができる。

(承認の取消し等)

第8条 教育委員会は、承認団体等が次のいずれかに該当した場合は、その承認を取り消し、共催・後援取消決定通知書（第6号様式）により通知するものとする。この場合において、当該取消しにより団体等に損害が生じても、教育委員会はその賠償の責めを負わない。

(1) 第4条に掲げる基準に適合しないと認めたとき。

- (2) 承認団体等が解散したとき又は事業等を取りやめたとき。
- (3) 申請書又は添付書類に虚偽があると認められるとき。
- (4) その他教育委員会が取り消す必要があると認めたとき。

2 前項の規定により承認が取り消された団体等又は事業等の実施後に前項の規定に該当したことが明らかになった団体等については、承認が取り消され、又は前項の規定に該当したことが明らかになった日以降の共催及び後援は、原則として行わないものとする。

(事務主管課)

第9条 共催及び後援に関する承認事務は、当該共催及び後援に係る事業等に内容と関係する事務を所掌する課等が行うものとする。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日教委要綱第2号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年2月7日教委要綱第1号）

- 1 この要綱は、令和5年2月7日から施行する。
- 2 改正前の要綱第5条の規定によりされた承認等は、改正後の要綱第5条の規定によりされた承認等とみなす。

第 1 号様式(第 3 条関係)

共催・後援申請書	
年 月 日	
大津町教育委員会	
住所	
名称	
申請者 代表者氏名	
電話	
申請者氏名	
次の事業等について、共催・後援の承認を受けたいので、大津町教育委員会の共催及び後援に関する要綱第 3 条第 1 項の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。	
なお、要綱第 4 条に規定する承認基準については、裏面のとおりに申告します。	
共催・後援の別	☐ 共催 ☐ 後援
事業等の名称	
事業等の開催日	年 月 日()から 年 月 日() 日間
事業等の概要	趣 旨
	場 所
	対 象 者
合計 名	
他の共催・後援予定者	
過去の実績	☐ 前回の申請(年 月 日) ☐ 初めて申請する
事務責任者	住 所
	氏 名
	電 話
	メールアドレス
	H P ア ド レ ス

(注) 法人にあっては、主たる事務所の所在地を住所に記載してください。

承認基準に関する申告事項		申告
(1)	教育委員会の教育施策推進上、有益であると思われる	はい ・ いいえ
(2)	堅実な活動実績を有しており、かつ、事業等の遂行能力が十分にある	はい ・ いいえ
(3)	原則として、本町の区域で開催されるもので広く町民を対象とした事業等であること	はい ・ いいえ
(4)	事業等の開催場所においては、公衆衛生、安全管理、災害防止等に関する措置を十分に配慮している	はい ・ いいえ
(5)	特定の会員を対象とせず、一般に公開しており、公益性が高いものである	はい ・ いいえ
(6)	法令又は公序良俗に反するものその他社会的非難を受けるおそれがあるものでない	はい ・ いいえ
(7)	特定の政党若しくは政治的団体、宗教団体若しくは宗教的団体又はこれらと関連はない	はい ・ いいえ
(8)	宗教的若しくは政治的色彩を有していない	はい ・ いいえ
(9)	政治的に賛否等の議論が分かれている政策等を支持し、又はこれに反対する主張を行うものではない	はい ・ いいえ
(10)	私的な営利又は商業的行為を主たる目的としていない	はい ・ いいえ
(11)	入場料、参加料等がある場合は、その額が適正である	はい ・ いいえ
(12)	団体等の構成員になることを前提とし、又は団体等への加入の勧誘を目的とするものではない	はい ・ いいえ

第2号様式(第5条関係)

共催・後援承認（不承認）通知書	
第 号 年 月 日	
様	
大津町教育委員会 印	
年 月 日付けで共催・後援の申請のありました事業等について、次のとおり承認しましたので（不承認としましたので）、大津町教育委員会の共催及び後援に関する要綱第5条の規定に基づき通知します。	
事業等の名称	
事業等の開催日	年 日（ ）から 年 日（ ） 日間
承認に当たって 付する条件 （不承認の理由）	
担当課	大津町教育委員会 課 担当： 電話

- (注) 1 承認を受けた後に事業計画の変更をしようとするときには、教育委員会に申請し、承認を受けること。
- 2 共催・後援承諾通知書を交付した後においても、承認基準に適合しない事実が判明したとき、申請書に虚偽が認められるとき又は教育委員会が取消しを必要と認めたとき等は、その承認を取り消すことがある。
- 3 事業等の終了後は、速やかに事業結果を報告すること。

共催・後援変更申請書		
年 月 日		
大津町教育委員会		
住所		
名称		
申請者 代表者氏名		
電話		
申請者氏名		
年 月 日付け大 第 号で共催・後援の承認を受けた事業等について、次のとおり変更したいので、大津町教育委員会の共催及び後援に関する要綱第 6 条第 1 項の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。		
事業等の名称		
事業等の開催日		
変更理由		
変更内容	変更前	
	変更後	
その他必要な事項		

第 4 号様式(第 6 条第 2 項関係)

共催・後援変更承認（不承認）通知書	
第 号 年 月 日	
様	
大津町教育委員会 印	
年 月 日付け大 第 号で共催・後援の承認をした事業等の変更申請が次のとおりあったことについて、承認しましたので（不承認としましたので）、大津町教育委員会の共催及び後援に関する要綱第 6 条第 2 項 の規定に基づき通知します。	
事業等の名称	
事業等の開催日	年 日（ ）から 年 日（ ） 日間
承認に当たって 付 する 条 件 （不承認の理由）	
担 当 課	大津町教育委員会 課 担当： 電話

第 5 号様式(第 7 条関係)

共催・後援事業等実施報告書	
年 月 日	
大津町教育委員会	
住所	
名称	
報告者 代表者氏名	
電 話	
申請者氏名	
大津町教育委員会の共催・後援を受けて実施した事業等が、次のとおり終了したので報告します。	
事業等の名称	
事業等の開催日	年 月 日()から 年 月 日() 日間
実施状況	開催場所
	参加者数
	その他
他の共催者・後援者	
成果等 (収支決算)	

第 6 号様式(第 8 条第 1 項関係)

共催・後援取消決定通知書	
第 号 年 月 日	
様	
大津町教育委員会 印	
年 月 日付け大 第 号で共催・後援の承認をした事業等については、次の理由により承認を取り消します。	
事業等の名称	
取り消す理由	
備考	
担当課	大津町教育委員会 担当： 課 電話

第 1 号様式（第 3 条関係）

第 2 号様式（第 5 条関係）

第 3 号様式（第 6 条第 1 項関係）

第 4 号様式（第 6 条第 2 項関係）

第 5 号様式（第 7 条関係）

第 6 号様式（第 8 条第 1 項関係）